

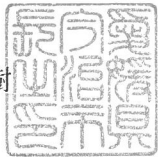
公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、
経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年4月26日

今治市長 徳永 繁樹



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班 ・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権の 存続期間	備考
木地4－9	今治市玉川町木地字茗荷成己435番	256-33	山林	0.40	公告の日から 2029.3.31まで	
	今治市玉川町木地字大ミゾ宮ノ谷辛36番7	256-179	保安林	0.08	公告の日から 2029.3.31まで	
	今治市玉川町木地字大ミゾ辛37番9	256-193	保安林	0.64	公告の日から 2029.3.31まで	
木地6－3	今治市玉川町木地字ユノ谷辛14番18	263-53-1	保安林	2.39	公告の日から 2029.3.31まで	

2 縦覧場所 今治市農林水産課、今治市のホームページ

3 本公告により、今治市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。